

亀山市 地球温暖化防止対策実行計画

【区域施策編】



亀山市

(平成26年3月)

はじめに

亀山市は、京都議定書第1約束期間にあわせて、平成20年12月に「亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画」を策定し、市民の省エネ行動・省資源活動を促す「エコライフチェック10」の取り組みや、住宅用太陽光発電システムへの補助、市域の豊かな森林において二酸化炭素吸収能力を發揮させるための適正管理・適正利用など、市域の自然的・社会的状況に応じた二酸化炭素排出抑制のための施策を展開し、一定の成果を得てまいりました。



しかしながら、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次報告書によると、「人間の活動が地球温暖化の支配的要因であった確率が95%以上である」と報告され、また、東日本大震災をターニングポイントとして、再生可能エネルギーの重要性が取りざたされ、再生可能エネルギー固定価格買取制度が運用されるなど、日に日に地球温暖化を取り巻く状況は変化しています。このままの状態では、2100年頃には、気温が4℃程上昇し、人間にとっても非常に厳しい環境にさらされる可能性が高くなるといわれています。

本計画では、新たな国際的枠組みが設立される予定の2020年度までの7年間、「かめやま環境プラン」の理念を踏襲しつつ、前計画の検証結果を反映しながら、「二酸化炭素排出抑制」「新エネルギー・再生可能エネルギーの導入」「森林整備・緑化の推進」「環境教育の推進」の4つを柱に、地球温暖化防止を推進してまいります。

推進にあたっては、市民・地域コミュニティ・事業者・市が一丸となって、未来にこの豊かな地球環境を繋げていくための様々な取り組みを行ってまいります。

最後に、本計画の見直しにあたり、闊達なご意見、熱心なご議論をいただきました環境審議会や策定のためにご助言をいただいた関係者の皆様に深く感謝の意を表します。

平成26年3月

亀山市長

A large, bold, black handwritten signature in Japanese calligraphy, reading '櫻井 義之' (Sakurai Shigeaki).

目 次

第1章 亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】策定について	1
1 亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】策定の背景	1
2 実行計画の位置づけ	2
3 実行計画の対象	3
4 実行計画の基準年度・目標期間	3
第2章 二酸化炭素排出量現況推計	4
1 温室効果ガス排出状況	4
2 二酸化炭素算出基準	10
3 二酸化炭素排出量	12
第3章 再生可能エネルギーについて	25
1 再生可能エネルギーとは	25
2 太陽光発電	26
3 風力発電	28
4 バイオマス	29
5 水力発電	34
6 地熱発電	38
7 太陽熱利用	40
8 雪氷熱利用	41
9 温度差利用	43
10 地中熱利用	46
11 三重県の再生可能エネルギー導入状況	47
12 亀山市の再生可能エネルギー導入の方向付け	48
第4章 二酸化炭素排出量将来予測	49
1 三重県の将来予測	49
2 亀山市の指標の将来予測	50
3 亀山市の二酸化炭素排出量の将来予測	55

第5章 二酸化炭素削減目標の設定	60
1 予測CO ₂ 排出量	60
2 削減項目の検討	61
3 削減見込み量の推計	61
4 目標値の設定	68
第6章 地球温暖化防止に向けた取り組み	69
1 地球温暖化防止に向けた取り組み	69
2 市民・コミュニティ組織の参加による環境にやさしいくらしの促進	76
3 環境に配慮した事業活動の促進	79
第7章 実行計画の推進体制と進行管理	82
1 実行計画の推進体制	82
2 進行管理と管理手法	82
3 実行計画の見直し	83
巻末資料	84
1 亀山市環境審議会	85
2 推進計画の施策体系	87
3 推進計画の目標達成状況	88
4 市民意識調査による解析	90
5 事業者意識調査による解析	96

